

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例の施行期日
を定める規則

(建築指導課) 五三九 ページ

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 五三九

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(身体障害者更生相談所) 五四〇

身体障害者福祉法に基づく医師の指定辞退

(同) 五四一

公示

県営土地改良事業計画の決定

(農地計画課) 五四三

基本測量の実施

(用地課) 五四三

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 五四三

規則

岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十二年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十一号

岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県都市計画法施行条例の一部を改正する条例(平成二十二年岐阜県条例第三十九号)の施行期日は、平成二十二年八月二十七日とする。

告示

岐阜県告示第四百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年八月十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第四百五十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十二年八月十七日

岐阜県知事 古田 肇

| | | | | | | | |
|------|-------------|------------------|------------------|-------------|------------------|------------------|----|
| 道の種類 | 路線名 | 区 | 間 | 区域 | 敷地の幅 | 延長 | 備考 |
| 県道 | 名古屋線 多治見 | 多治見市本町四丁目三五番地先から | 同 市同町四丁目三四番六地先まで | 別前変区 後更域 | ル メ ー ト | ル メ ー ト | |
| | | | | 後 | 一五〇 一八三 | 一六三 | |
| | | | | 前 | 一五〇 | 一六三 | |

| 担当科目 | 医師氏名 | 勤務 | 場所 | 指定年月日 |
|------|-------|-------------------|--------------------|---------|
| 整形外科 | 佐々木智浩 | 松波総合病院 | 羽島郡笠松町田代一八五 一 | 平成三・七・六 |
| 外科 | 岡田 将直 | 西美濃厚生病院 | 養老郡養老町押越九八六 | 同 |
| 内科 | 岡本 一聖 | 介護老人保健施設 サグランテ | 土岐市駄知町有古一五五六 二 | 同 |
| 内科 | 浅野 靖之 | 岐阜社会保険病院 | 可児市土田二二二 一 | 同 |
| 内科 | 保井 光仁 | 土岐市立総合病院 | 土岐市土岐津町土岐口七三二 四 | 同 |
| 外科 | 二村 学 | 岐北厚生病院 | 山県市高富一八七 三 | 同 |
| 内科 | 佐野 仁 | 県立多治見病院 | 多治見市前畑町五一 六一 | 同 |
| 小児科 | 名田 匡利 | 久美愛厚生病院 | 高山市大新町五六八 | 同 |
| 外科 | 太田 博彰 | 市立恵那病院 | 恵那市大井町二七二五 | 同 |

| | | | | |
|-------|-------|----------|--------------------|---|
| 外科 | 渡邊 建詞 | 東可児病院 | 可児市広見一五二 | 同 |
| 内科 | 藤田 昌春 | 同 | 同 | 同 |
| 神経内科 | 末永 正機 | 県立多治見病院 | 多治見市前畑町五一 六一 | 同 |
| 内科 | 長谷川真基 | しずさと診療所 | 大垣市久徳町一五三 一 | 同 |
| 外科 | 西川 忠男 | 博愛会病院 | 不破郡垂井町二二二 四一 | 同 |
| 眼科 | 新井 根一 | 同 | 同 | 同 |
| 腎臓内科 | 杉山 昌史 | 羽島市民病院 | 羽島市新生町三二 四六 | 同 |
| 外科 | 仁田 豊生 | 同 | 同 | 同 |
| 整形外科 | 増田 剛宏 | 同 | 同 | 同 |
| 内科 | 川嶋 修司 | 高山赤十字病院 | 高山市天満町三一 | 同 |
| 整形外科 | 田中 領 | 同 | 同 | 同 |
| 外科 | 山田 慎 | 同 | 同 | 同 |
| 産婦人科 | 石川 梨佳 | 同 | 同 | 同 |
| 耳鼻咽喉科 | 平野 光芳 | 岐阜社会保険病院 | 可児市土田二二二 五 | 同 |
| 眼科 | 青山 陽 | 大垣市民病院 | 大垣市南類町四八 六 | 同 |
| 外科 | 荻原 菜緒 | 東海中央病院 | 各務原市蘇原東島町四 六二 | 同 |
| 外科 | 河嶋 廣 | 大垣徳洲会病院 | 大垣市林町六八五 一 | 同 |
| 整形外科 | 山下 孝之 | おおのクリニック | 揖斐郡大野町南方二 度桜一九一 | 同 |
| 内科 | 湯下 堅也 | 小林医院 | 揖斐郡大野町瀬古二 三一 | 同 |
| 内科 | 工藤 浩 | 飛騨市民病院 | 飛騨市神岡町東町七 二五 | 同 |
| | | | 関市平成通二六 | 同 |

外 科 中山 幹雄 中山外科胃腸科 下呂市古関三二八一 同 三三三三

公 示

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | |
|----------|---------|-------------------------|
| 施行に係る地区名 | 縦 覧 場 所 | 縦 覧 期 間 |
| 中津川西部地区 | 中津川市役所 | 平成二二・八・一七から 同 九・一四まで |

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

開発許可（変更許可）
番号及び年月日

開発区域又は工区に含まれる
地域の名

公共施設の
種類

公共施設の
位置及び区

開発許可を受けた者の住所及び氏名

三 作業期間

平成二十二年九月七日から
平成二十三年一月二十八日まで

四 作業地域

高山市、飛驒市、本巢市、郡上市及び大野郡白川村

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十二年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査のための水準測量）

三 作業期間

平成二十二年九月七日から
平成二十三年三月十八日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| | | | | |
|---|--|---|----------------------|--|
| <p>岐阜県指令岐建築第二一 号の二六 平成二二・三・二六</p> | <p>羽島市堀津町須賀南二丁目八番、九 番、一四番、一五番及び一六番</p> | <p>道路</p> | <p>開発登録簿 による</p> | <p>各務原市神置町三丁目五番地 株式会社協和 代表取締役 永 原 孝 哉</p> |
| <p>同岐建築第二四号の八 同二二・三・一二 同岐建築第二八号の 六 同二二・七・五</p> | <p>羽島郡岐南町三宅四丁目一〇二番外三 〇筆</p> | <p>道路、緑地</p> | <p>開発登録簿 による</p> | <p>岐阜市精華一丁目一五六番地 株式会社三心 代表取締役 中 島 稔 夫</p> |
| <p>同岐建築第二四号の三 同二二・五・一九 同岐建築第二八号の 七 同二二・七・二二</p> | <p>同 郡笠松町北及字流一七六九番及び 一七七〇番</p> | <p>道路、下 水</p> | <p>開発登録簿 による</p> | <p>羽島郡笠松町北及一七八二番地の三 有限会社ハウス小島 代表取締役 小 島 夏 樹</p> |
| <p>同西建築第五二号の四 同二二・一〇・一四</p> | <p>安八郡神戸町大字下宮字村内一六五番 一 同 町大字同 字村前三番一</p> | <p>道路、緑地</p> | <p>開発登録簿 による</p> | <p>福井県坂井市丸岡町下久米田三八字三三番 ゲンキー株式会社 代表取締役 藤 永 賢 一</p> |
| <p>同東建築第六一号 同二二・九・一九 同東建築第五四号の 二 同二二・六・二六 同東建築第五四号の 七 同二二・一・二・八 同東建築第六〇号 同二二・六・三〇</p> | <p>土岐市土下石町字西山三〇四番一外五 九筆のうち三工区</p> | <p>道路、緑地 水路、消 防 の用に供す る貯水施設 調整池</p> | <p>開発登録簿 による</p> | <p>土岐市下石町三〇四番地の二六四 土岐南テクノヒルズ開発株式会社 代表取締役 鈴 木 章 夫</p> |

平成二十二年八月十七日発行

発行者
岐 阜 県

岐阜市数田南一丁目一番一
号
岐 阜 県 庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター